

大庄西中学校跡地における新しい公園を考える

これまでのWSでの議論も踏まえ、新しく整備する公園やコミュニティースペースでできることの範囲や管理運営について、実例も参考に“一般的な公園”、“利用の自由度や地域の自主性の高い協働による公園”、おもしろ広場に近いかたちの法的には公園ではない“コミュニティースペース”、“その他”の4つの方向性（議論の土台となるもの）に分類した。

いずれにせよ、WSで話し合った方向性を持ち帰り、“何を”、“どこまで”、“誰がやるのか”を時間をかけて意思決定することなども必要になってくるかもしれないが、まずはWSの参加者で議論し、本格的に検討していく。

1 主な前提条件

- (1) 法律上の考え方から、南ノロ公園と同規模以上の公園を確保する必要があるため、最低でも法律上、公園として位置づけられる公園を約7,800㎡以上整備する。“一般的な公園”や“協働による公園”が法律上の公園に該当し、おもしろ広場のようなスペースは法律上、公園には該当しない。
- (2) 既存の建物等（体育館、技術室棟、格技室（武道場）、プール等）は記念碑を除き全て撤去する。

2 方向性（議論の土台となるもの）

A 一般的な公園

みなさんが思い浮かべる一般的な公園。

遊具の修理や樹木の剪定、除草などの管理面はもとより、ボール遊びなど公園利用に関するルールづくり、また、苦情対応など運営面も行政が担う。原則、畑やドッグランなどの独占的な利用や、BBQや危険なボール遊びなど周囲に迷惑をかける可能性のある利用はできない。

B 協働による公園（ここでは福岡市の例を参考にする）

Aと比べて利用の自由度、地域の自主性が高い公園。

他都市事例（福岡市コミュニティパーク）を例にとると、低木の剪定、除草など簡単な管理は地域団体で行い、高木剪定や害虫駆除など地域では難しい維持管理を行政が担っている。運営（ルールづくりや苦情対応）については、地域住民が主体となった会議体を立ち上げており、地域のみんなでルールを決めればドッグランやBBQなども可能であり、イベントやお祭りの際の手続きも簡略化されている。

一方で、自律的な管理運営が継続できなくなった場合は一般的な公園となる。

C (仮称) コミュニティースペース

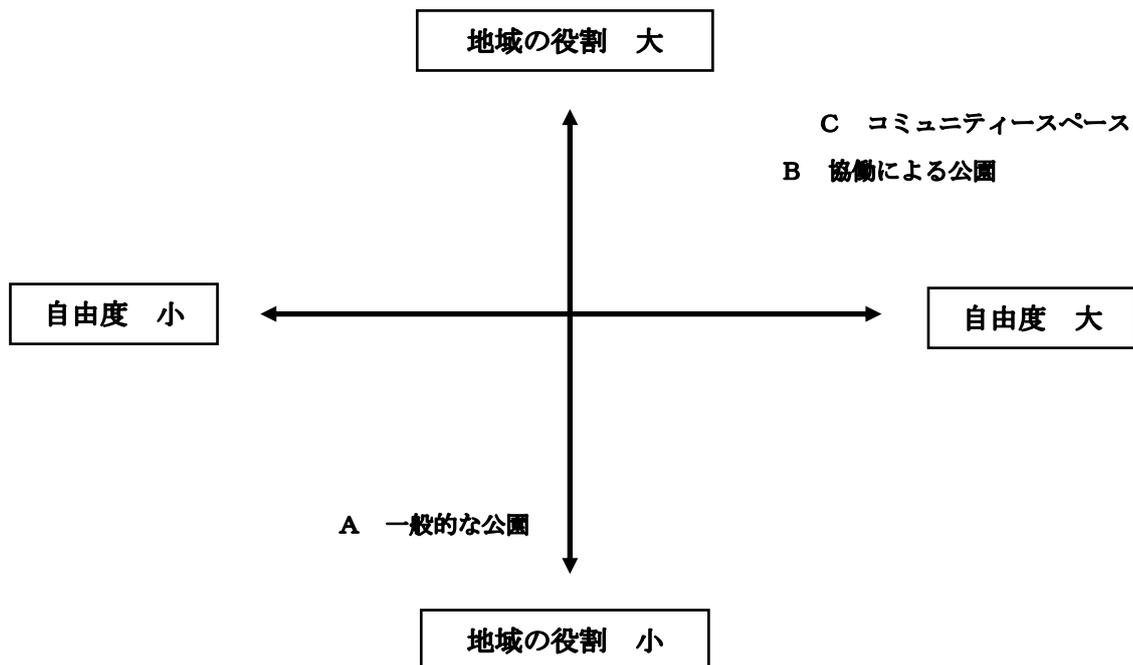
地域の活力を活かした公園ではない多目的広場。

現在の大庄おもしろ広場を例にとると、管理・運営ともに全て地域団体が担う。法律上は公園ではなく、イベントやお祭りをする際にも申請、許可といった手続きをとる必要がない。一番自由度が高いが、一番地域団体の役割が大きい。

一方で、自律的な管理運営が継続できなくなった場合は、改めて公園として整備することはないのでその後の取り扱いの検討が必要となる。

D その他

これまでのワークショップでの意見を踏まえ、事務局で考えられる方向性をA～Cで示したが、当然ながら、現時点で必ずしもこの3択に縛られるものではない。



A～Cの方向性（議論の土台となるもの）の詳細は別紙、**役割の詳細**を参照